

特定商取引法及び預託法の制度の
在り方に関する検討委員会
第3回 議事録

消費者庁取引対策課

第3回 特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会

1. 日 時：令和2年5月19日（火）16：30～18：45

2. 場 所：中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室

3. 議 題

（1）事務局からの説明

（2）意見交換

4. 出席者

（委員）

河上委員（委員長）、荒井委員、有田委員、池本委員、大森委員、鹿野委員、高芝委員、辻委員、永沢委員、正木委員、樋口委員、増田委員、松岡委員、万場委員、吉村委員

（消費者庁）

伊藤長官、高田次長、小林審議官、笹路取引対策課長、武田取引対策課課長補佐、関口取引対策課消費者取引対策官、長谷川取引対策課課長補佐

（オブザーバー）

独立行政法人国民生活センター 松本理事長、経済産業省、警察庁、金融庁

○河上委員長 それでは定刻になりましたので、第3回「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」を開催いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、委員、オブザーバーの皆様をオンラインでお繋ぎして開催いたします。

まず、事務局から接続と資料の確認をお願いいたします。

○笹路取引対策課長 ありがとうございます。まずは委員の皆様の接続状況を確認させていただけたらと思います。これから順番に、委員の皆様のお名前をお呼びいたしますので、画面のマイクのアイコンをオフからオンにして御返事いただけたらと思います。御返事が終わったら、再度マイクをオフの設定にさせていただけたらと思います。では、アイウエオ順でお呼びいたします。

(各委員とマイクの接続状況を確認)

○笹路取引対策課長 皆様、ありがとうございます。今日は、長官の伊藤もオンラインで出席しておりますので、一言最初に御挨拶申し上げます。長官、よろしくをお願いいたします。

○伊藤長官 本日は皆様方、会議に御出席いただきありがとうございます。リモートで出席させていただきます。

前回、どうしても集まれる状況ではありませんでしたので、私どものお出ししている資料についていろいろと御意見を賜りました。これを整理したということと、それから今後について、今日は忌憚のない御意見を頂きたいと思っております。

ちょうどこの直前には、デジタル・プラットフォームにおける消費者取引に関する会議をしておりました。この検討委員会では、デジタルに関するテーマも大事なのですけれども、まずは、ジャパンライフを初めとする預託法、特商法の関係、悪質事業者対策も待たなしでございます。どうしても私も家に引き込まざるを得ない状況ですので、こういうふうな状況になってくるといろいろな人に相談できなくて、騙されやすい状況がより一層出てくるのではないかと大変危惧しております。

本日は多方面からの議論をいただきますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

○笹路取引対策課長 次にウェブ会議の操作を最初に御説明させていただきます。

ハウリング防止、及びデータ通信量の関係から、委員の皆様におかれましては、御発言の時以外は常にマイクをオフにさせていただきますと幸いです。加えて、オブザーバー参加していただきます省庁の、経産省、警察庁の皆様にはマイクだけでなくカメラについても、容量の関係で常にオフに設定しておいていただけますと幸いに存じます。

それから、御発言をされる際には、お名前と発言されたい旨をチャットで御送信ください。ただ、御発言は後でアイウエオ順の後ろの方から順番にさせていただきますけれども、さらにということであれば、チャットでということを手を挙げるといふか、チャットで意

思を示していただければと思います。

それから、音が聞き取りにくいですか、映像が見えないなどの不具合が発生した場合には、お名前とその旨をチャットで送信していただければと思います。チャット送信しても反応がないとか、入力できないとか、フリーズしたとか、そういう場合は一旦会議から退出して、再入室を試みてください。再入室しても改善されない場合は、あらかじめお伝えしております緊急用の電話番号に御連絡をいただければと思います。ここまでよろしいでしょうか。特に御質問が無いようであれば、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料ですけれども、議事次第に記載のとおり、委員等名簿として資料の1、資料の2といたしまして事務局資料のパワーポイントでございます「販売を伴う預託取引などの現状について」という資料をお配りしております。それから、追加で池本委員の方から御発言の補足ということで資料を配らせていただいております。

それから、委員会の審議の様子につきましては、音声を一般の方々にも傍聴いただいております。傍聴されている方へのお願いでございますけれども、会議の間はカメラやマイクは常にオフに設定していただければと思います。マイクをオンにされている方がいらっしゃる場合には、事務局でハウリング防止の観点からオフにさせていただきますので御了承いただければと思います。事務局からの説明は以上でございます。

○河上委員長 ありがとうございます。大変な会議ですけれども、よろしく願いいたします。

それでは議事に移りたいと思いますけれども、議事に入ります前に委員に変更がございましたので、皆様に御紹介したく存じます。

資料1の委員等名簿を御覧ください。人事異動によりまして、日本経済団体連合会ソーシャル・コミュニケーション本部長ということで御参加いただいております長谷川様に代わりまして、今回から正木義久様に委員を務めていただくことになりました。

正木様、マイクをオンにして一言御挨拶をお願いいたします。

○正木委員 経団連正木でございます。前回の書面での意見提出からこの委員会に加わるような形でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○河上委員長 どうもありがとうございました。では、マイクをお切りください。

それでは議事に入りたいと思います。資料2「販売を伴う預託取引などの現状について」という事で、事務局から説明をお願いします。

○笹路取引対策課長 ありがとうございます。それでは資料2のパワーポイントの資料を御覧いただけたらと思います。第1回目の委員の皆様との議論ですとか、第2回の書面の審議で出していただきました御意見などにおきましては、やはりこの販売預託商法と言われているようなものの、その特質ですとか、あるいは現状こういったものがどうなっているのか、あと御意見の中にはきちんと実態ですとか具体的なその現実の事象を捉えてですね、その印象論ですとか抽象的な観点ではなく、きっちりと実態に即して、制度の在り方、政策の在り方を考えるべきだという御意見を頂戴いたしました。

そうした御意見を踏まえて、事務局として作成して御説明申し上げるのがこの資料2でございます。ページを開いていただいて1ページ目でございます。まず、販売預託商法と称されるものの手口の例ということで示させていただきます。

これは、これまで数々のいろいろな消費者被害を発生させて非常に問題となった事案、行政処分を受けたり、あるいは刑事事件になったりというものの1つのやり方の例でございます。商品等を販売するという行為を行いまして、高額な代金を消費者が支払う。ただそれだけではなくて、その買ったという商品を預かるということで、例えば第三者に貸し出して事業収入、レンタル収入があるので配当を消費者に支払うということであったり、場合によっては第三者に貸し出さなくても、自らの事業に商品・物品を使用してその事業収入を配当するといったような勧誘で取引に巻き込むというような行為が行われてきたわけでございます。

ページの下の方の四角の中にございますけれども、実際には消費者が購入して預かったとされる商品が存在していないですとか、あるいはほとんど無いですとか、あるいは預かった商品を運用する先が実は存在していなかったというケースが現実として多かったわけでございます。そう考えましたら、やはり預託法においても、例えば出資法ではいろいろ預り金規制がございますが、そういった出資法を参考にした消費者保護に資する規定を導入するというものを検討することも考えるべきなのではないか、ということが1つ目の問題意識でございます。

スライド2でございますけれども、これもまたこれまでいろいろ問題の起こった販売預託商法と称されるものの手口の例でございますけれども、消費者に配当収入を支払う。ただそれは実際に事業収入ですとか、勧誘の時に告げたような仕組みで得た利益ではなくて、単に次の、又は別の消費者に勧誘をして、そこで物を売ってせしめた販売代金を、単に自転車操業のように順送りをして配当ということ装って支払っているわけです。こういう手口が更に連鎖販売の取引なんかと組み合わせるような実態もございまして、言ってみれば配当と称して事業が回っているという嘘を信じ込ませているわけですが、このページの下の方の四角にございますように、別の消費者から得た購入代金の一部を自転車操業的に利益の還元を装っているだけのケースが多かった。言ってみれば、将来破綻が必至であるにも関わらず不当な行為を継続して、しかも配当が続いているかのように見せかけることで、消費者が騙されたと思う被害が顕在化しにくいといった非常に問題があるということございまして。そう考えますと預託法についても、例えば無限連鎖防止法を参考に、消費者保護に資する規定を検討すべきではないか、こういう自然な問題意識が起こってくるということでございます。こうした問題意識を元に考えた場合に、過去にどういうことが起こったのか、あるいは現状がどういうことが起こっているのかをまとめてございます。

スライドの3でございますけれども、これはまさに販売を伴う預託取引という形式をとって、甚大な消費者被害を発生させた過去の主な重大事件の例でございます。

豊田商事事件に始まり、八葉物流、近未来通信、ふるさと牧場、安愚楽牧場、フラワー

ライフ事件、それから最近まで話題になっていましたジャパンライフですとか、ケフィア事業振興会。非常に社会問題化した事案でございます。さらに4ページ、これは直近で消費者庁が処分した、4ページはジャパンライフ、それから5ページはWILLということで、いずれも販売を伴う預託取引といった手口で、場合によっては連鎖販売取引ですとか、訪問販売取引なども組み合わさって、こういった法違反を行っていたということでございます。

こうした非常に問題のある商法、やはり何とかしなくてはならないのではないかという問題意識を委員の皆様と共有しているわけでございますけれども、今後の法制度の在り方、規制の在り方を考える上で、足下の状況がどうなっているかというところについて、できる限りの調査と分析を行いまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

6ページ目以降でございます。こういった取引の実態を把握するために、我々としては継続的・重点的にこの類の取引の監視ですとか分析を行っておりますけれども、まずはどういうルートで行っているかということで3つ挙げさせていただいております。1つは、職権探知情報、2つ目は外部の調査機関・シンクタンクなどのリソースを活用した調査、それから3番目はPIONERに集約されております全国の苦情相談等、こういった情報を総合化して分析して現状をまとめたのが以下の資料でございます。

ページ7でございますけれども、販売を伴う預託取引に該当するものとして現在認識しているもののうちで、まず1つ目のグループとして、第三者にレンタルするようなタイプの事業ということでいくつか挙げております。

大型自動車を消費者に販売して預かって第三者にレンタルする。それで事業収入等を配当すると言っているようなケース、あるいは電気機器であったり、医療機器であったり、娯楽用機器といったものを確認しているというところでございます。

8ページ目は、第三者にレンタルする以外のもの。例えば収納設備ですとか、自動販売機・自動サービス機、エネルギー関連設備などがあるということでございます。

それから、9ページ目でございますけれども、その他ということで、飲料ですとか、その他の物品の市場価格の変動で取引されるようなものがございます。

今さっと御覧いただきましたけれども、その7ページ目の第三者にレンタルするという、言ってみればそういう事業を行うわけで、その事業に伴う、事業に必要な物品ですとか、設備ですとか、施設ですとか、こういったものを消費者に売るというビジネスモデルといえますか、タイプのもの。8ページの第三者にレンタルしなくても事業の用に供するものです。

通常こういうふうに誰かに貸し出したりする事業を自分でするために機械が必要だったり、設備が必要だったり、物品が必要だったりするのは、これは通常のビジネス活動だと思います。

大型自動車の例にもありましたけれども、大型自動車のレンタカーは通常のビジネスであります。それは、普通の自動車も大型自動車も普通にあると思います。ただ、普通そう

いうふうにする場合は、これだけ低金利の時代でもございます。例えば、レンタカー事業をしようという、大型自動車を貸し出そうという事業者は、普通だったら金融機関から低い金利でお金を借りる。それは、設備投資のための費用ということになるわけですが、それで事業の用に供する設備とか、施設、物品を購入する。設備投資をするというのが一番合理的だし、おそらくコストが低い。それを消費者向けに、ある意味消費者向けということは、例えば高利回りを保証したりとかですね、あるいは言ってみれば、より取引に慣れていない、プロではない、ある意味こういった素人の消費者に対して、どうしてそういうものを売って資金を得ようとするのかということころは、なかなかどのような理由があるのかなというところがございます。

金融機関、銀行でも、貸せる相手と貸せない相手が当然いるでしょう。銀行とか、あるいは銀行だけでなく信用、信金、いろいろあると思います。そう言ったプロの金融機関が目利きをもってですね、信用できないような人が、では消費者に物を売ることだと、もっと変な話だなということになりまして、ある意味、ちょっとどういう事なのかと思われる事例もあるということがございます。

進んでいただきまして、スライドの10でございますけれども、いろいろ消費者委員会の過去の販売預託商法に対する議論とかでも、シェアリングエコノミーなど、そういった健全なビジネスに不測の影響を与えないようにという視点が大事だという意見が提示されておりまして、ここにあるように、シェアリングエコノミーの例えば典型的な例ですが、消費者が持っている高級衣料の個人間の貸し借りを仲介したりですとか、あるいは自動車を個人間で貸し借りするシェアリングサービス、こういったものが良くある典型的な例であると思います。こうした普通のシェアリングエコノミーで想定されるような取引というのは、いわゆる販売預託商法とは全く別物でありまして、その預託の対象となる物品等を消費者に販売するという行為がない、というのが普通でありまして、そういった意味で詐欺的な事業者が高額の代金収入を獲得する機会がないので、本質的に悪質な詐欺的行為が生じにくいというのが明らかに言えるのではないかな、というふうに思っております。

スライド11でございますけれども、販売を伴う預託取引として、活動実態が一定程度認められるものというのがどのくらいあるのかということがございます。第三者にレンタルするようなタイプの事業者が20社程度。それから、第三者にレンタルする以外の、自らの事業の用に供したりして財産上の利益を供与とされている事業者が大体20社程度。その他、10社程度が、この1年半から2年半ぐらいで活動していることを確認しておりますが、その次の12ページなのですが、更に本日までアップデートしますと、既に事業を撤退したり、休止したりしている事業者もあるようであります。あるいは、消費者向けには事業を止めているとか、そういった撤退しているような事業者を除くとともに、あわせて、新たにいろいろなことを考えている人もいますので、そういった事業者情報も加味すると、40社前後の人が、販売を伴う預託取引を行っているということを現時点で

は確認しているという状況でございます。

このような状況を踏まえまして、また、是非これまでの第1回の検討委員会、及び第2回の書面審議の検討委員会の内容なども踏まえまして、委員の皆様から、今後の制度・政策の在り方につきまして忌憚のない御意見を頂戴できればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上でございます。

○河上委員長 ありがとうございます。

それでは、只今事務局から説明していただいた資料についてでも結構ですし、それから第2回の書面審議の際に皆様から資料を御提出いただきまして、そこで指摘をされております「消費者の脆弱性につけ込む悪質商法への対策強化」といった問題意識などでも結構です。実は、頂いた意見書を私も全て拝見いたしましたけれども、大変な力作ぞろいできて、かなりの部分、重なる部分や、共通理解できる部分が相当多かったので、重なってしまう部分は省略していただいて結構です。皆様の問題意識というか、ここだけは特に言っておきたいといわれるような御意見がありましたらお願いしたいと思います。

私から指名をさせていただきますので、マイクをオンにして、短い時間で申し訳ありませんが、5分程度で発言をいただけたらと思います。そして御発言が終わりましたら、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

前回まではアイウエオ順で頭から発言いただいたのですが、今回はアイウエオの逆順で、吉村委員、万場委員、松岡委員というように御発言をいただければと思います。それでは、吉村委員からお願いいたします。

○吉村委員 東京都は相談現場をもっておりますので、実際に消費生活センターに寄せられた、いわゆる販売預託商法に関する相談の特徴や相談対応での課題などについて、3点申し上げます。まず1つ目でございますが、預託法が指定する商品・権利以外の被害が非常に多いということがございます。具体的には、太陽光発電パネルやエステのサービスを受ける権利など、指定された以外の商品・権利を扱う事業者が多いということがございます。また事業に行き詰まると、社名を変更して取り扱う商品を変えるという場合がございます。ですので、法の実効性を強化するためには指定制を撤廃し、全ての商品・権利を対象としていくべきと考えます。

2点目でございますが、消費者が、配当金等が未払いになるまで被害に気づかないということがございます。従いまして、被害の発見が遅れ、被害が大きくなるということがございます。具体的には、トラブルになった事業者との契約書面などを見せていただきますと、契約内容が曖昧にしか書かれておらず、消費者が拠出する資金と物品等との対応関係がよく分からないということがございます。しかし、消費者は、事業者から投資をした額に応じて毎月配当金が支払われると説明されておりますので、御本人としては商品等を運用する事業に投資しているという認識でございます。ただ実際には、そういった事業の実態はなく、新規契約者の拠出金を原資として既契約者への配当が行われる自転車操業でございますので、事務局からの御説明にもありましたが、破綻を将来的には免れ得ないスキ

ームというふうを考えられます。しかし、消費者は毎月収入が入っていることから、被害にあっているという認識はございません。特に高齢者の場合は、人間関係を利用して勧誘されており、勧誘者を信じ切っているというような場合もございます。契約者本人が被害を申し出るケースというのは少なくなっておりまして、センターへの相談は、家族からの相談がほとんどとなっております。消費者は配当金等が支払われなくなって初めて被害に気づき相談してきますので、その時点で御相談をいただいてセンターが斡旋に入っても、既に事業者資金はなく、返金交渉は成り立たないということになってしまいます。

3点目でございますが、消費生活センターが事業者との交渉に使える民事効の規定が限られておりまして、交渉が困難であるということがございます。預託法にはクーリング・オフ規定がございますし、また訪問販売や連鎖販売取引のように、特商法が適用できる場合には、特商法のクーリング・オフ規定を利用して、契約の解除を行うことが可能でございます。

しかし契約後、相当期間が経過してしまっているような場合に、配当金が支払われないので解約したいという御相談が来ても、この規定は使えないこととなります。

また、預託法には中途解約の規定がございますが、指定された商品・権利以外には使えないこととなりますので、センターが事業者に対してそれ以外の商品や権利について預託法の考え方を根拠として契約解除の主張をしても事業者は応じないということがございます。

更に、特商法を適用できる場合でも、不実告知等による契約取消については、事業者が自分は不実告知をしていないですとか、ちゃんと事業の実態がありますなどと言って非を認めないために、返金交渉には有効でないという実態がございます。通信販売や、店舗購入で契約したために、特商法の規定が使えないといったケースもあります。

ということでまとめでございますが、販売預託取引については、消費生活センターに寄せられる相談を見る限り、詐欺的と言ってもいいような販売方法をとっているものが多く見られまして、出資法など他の法律による規制を逃れようとするものであるというふうを考えられます。

前2回の会議でも、多くの委員から御意見が出ておりましたけれども、やはり販売預託商法による消費者被害を防止するためには、預託法を抜本的に改正する必要があるというふうに考えております。

そしてその際は、不招請勧誘や誇大広告の禁止、また不実広告が疑われる事案について合理的根拠の提出を求めることができることなどの規制も是非導入をしていただきたいと考えております。長くなりましたが以上でございます。

○河上委員長 ありがとうございます。続きまして万場委員お願いいたします。

○万場委員 通信販売協会の万場です。過去の事例を見ますと、通販業界の事例なんかと違って非常に被害額が高額だということでございました。そういうことを踏まえまして、商品の不存在であるとか、確定利益を約するとかですね、いろいろな悪質商法があります

けれども、それらの悪質な業者を排除するというについては必要なことであるし、是非お願いしたいというふうに考えます。

ただ、一方で悪質業者の排除のために、新たなビジネスが潰されてはいけないというふうに思っています。先程の吉村さんの御意見にもありましたが、規制するための要件というものを明確に指定するべきではないかというふうに考えております。事業活動の自由を狭める規制というふうになるのか、むしろ悪質商法に騙されない消費者の育成というものがセットで考えられるというふうに私は思います。

インターネットも含めてですね、預託商法についてもインターネットを利用するとかSNSを利用して勧誘するというのがございます。事業者、消費者にとって非常に便利なツールでありますけれども、逆に悪質業者にとっても非常に便利なツールになると思いますので、特に悪質業者というのはトレンドをうまく取り入れるのが非常にうまい。そういう意味から言えば、消費者教育が一番重要になってくるのではないかな。巧妙な悪質事業者に近寄らないということが重要になってくるのではないかなというふうに思います。

従って預託商法が今後改正されて強化されるとしても、また法の網の目をくぐって、新たな手口で新たな悪質業者が今後も出現してくるであろうと思います。過去の例からしてもそういうことが明白であろうと思いますので、是非ともやはり、改正は喫緊の課題であるし、対症療法としては非常に有用だとは思いますが、今後のことを考えますと、やはり消費者基本法にもありますように、消費者が自ら進んで消費生活に関して必要な知識を習得する、あるいは必要な情報も収集する、実質的かつ合理的な行動に努めなければならないという条文もございます。保護するというだけではなくて、やはり自立した消費者、あるいは健全な常識を備えた消費者になるように、しっかりとした消費者教育が必要でしょうし、また消費者自身も学んでもらう必要があるのではないかなというふうに私は考えます。

要は消費者が危ないものと怪しいものに近寄らない、そういうことが非常に重要になってくるのではないかなと考えます。以上になります。ありがとうございます。

○河上委員長 どうもありがとうございました。続きまして、松岡委員お願いします。

○松岡委員 私の方では意見を第2回委員会に提出して公表されておりますが、預託法に関しまして少し修正させていただきたいと思っております。

それは、事業者の参入規制として登録制の導入を要望しておりますけれど、第2回委員会の各委員の御意見が公表された際、辻委員の方から非常に明快な御意見を出されていらっしやいまして、大変刺激的でした。

販売預託商法への対策として原則として禁止、その違反に対して厳しい刑罰の導入を挙げられていらっしやったと思います。また、樋口委員からも禁止行為の法定化のメリットというのが述べられています。そういう禁止するということが、ちょっと私どもではできないかなというのがありまして、そういう選択を取らなかったわけです。これは、ねずみ講の天一家の会事件の時、私も相談を担当しておりまして、被害者の救済もできません

でしたし、予防啓発もままならなかった苦い経験があります。

無限連鎖講防止法案ができる時に、資本主義社会においては事業を禁止することは容易にできないことだと、かなり皆さんから言われていました。そのことが頭のどこかに残っていて、販売預託商法につきましても禁止という選択が私にはできなかったところがありました。しかし、やはり禁止できることでしたら禁止するのが一番いいと思っております。販売預託商法は何度も何度もですね、数千億というような巨額な被害を消費者に与えてきました。このお金がまともな産業に使われていればどんなに良かったかと考えます。

産業界の方々には参入規制をはじめ、規制を嫌われる傾向がありますけれど、やはりまっとうな産業にお金が回ることを考えて判断していただきたいなと思います。どうしてもですね、商法として禁止することができない場合は、登録制の導入が必要なのではないかとやはり思います。樋口委員の御意見に、参入規制は産業育成を導入する仕組みとの御指摘がありました。そうなんだと、やはり法制定時の国会議論の中にもそういうことがあったようにも思いましたが、それでもやはり事業者の把握ができる可能性があるのは登録制度ではないかなと思っております。法の傘が被っている事が重要な要素になるのではないかなというふうに考えます。

またですね、預託法のことにつきましては意見書の中に2回目に提出しまして、検証の中になんかいろいろと記載しました。勧誘規制だとか、特に勧誘の方法として連鎖販売取引の対応をとった勧誘が非常に行われておりますので、こういうものは規制していただきたいと思えますし、広告の規制というのもいろいろな広告が出回っております。特に、今ネットでの広告というのが沢山ありますので、そういうものの規制を同時に行っていただきたいと思っております。

今の時代、ゼロ金利と言われておりますし、年金の不安とか、社会保障の不安というのが一般的に消費者の中にあります。ですから、どうしても収入を少しでも確保したいというので、こういううまい話に乗りやすくなっているのが実態でございますので、できるだけそういう傾向のある商法を速やかに禁止するなり予防していく方法というのを取っていただきたいと思えます。

少なくとも、預託法は本当に長い間そのままになっている法律ですので、今の法律、他の法律と比べ合わせてですね、修正して見直しを行っていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○河上委員長 どうもありがとうございます。それでは次に増田委員お願いいたします。

○増田委員 増田でございます。私の方から、これまでの被害発生状況から感想と意見を述べたいと思えます。

多くの消費者は、勧誘者の言葉による説明の影響が強いため、時間をとって十分に書面を確認する事ができません。特に販売預託商法のような商品購入とレンタル契約という二重の契約になる取引については、確認すべき点も分かりにくく、不当性も見えないと思われれます。商品はレンタルするために購入したのであって、自分の商品で手元に使うわけで

はありませんので、商品の所在が分からなくても消費者は問題と考えていません。

消費者自身に商品の所在を確認するよう求めることは困難ですし、加えて連鎖販売取引の場合は勧誘者も消費者ですので、商品や仕組みについて説明が不明確、もしくは全く説明していなかったと思われま

す。消費者が利益を得られるかどうかを確認することも困難です。商品を購入して、それをレンタルして、利益が上がるかどうかというのは、通常であれば、商品の性能とか、消費者にとっての有効性、価格の妥当性、市場における需要と供給の程度、運用する事業者の実態などについて調査しなくてはいけないという情報収集能力が非常に必要なものだと思いますが、それを求めることは困難と思います。

こうした中で、過去の八葉物流以降の相談を全て私は対応してまいりました。そういう者として、今日の消費者庁からの報告からは、販売を伴う預託取引については禁止しても良いのではないかと思いました。

消費者が事前に消費生活センターに相談する場合、勧誘者の説明を信じ、契約したい気持ちがあります。漠然とした不安があつて、信用性を知りたいと思つて相談する傾向がありますので、消費生活センターでは悪質だと断言することが難しく、商品の性能とか価格が市場でどう評価されているのか、必ずしも利益が発生しない過去のトラブル事例など言葉を尽くして助言してきましたけれども、それでも契約をした消費者がいたと思います。

消費生活相談の現場で、無限連鎖講と同じように禁止されている取引である、刑事罰をもって禁止している、罰則があるほどの取引であるということを説明することができれば、大変有効ではないかと思つています。

ただ、販売を伴う預託取引を禁止する場合の要件、制度の在り方によっては潜り抜ける場合があります。隙間事案を作らない、そういう法律にしていきたいと思つております。

当初は販売を伴っていないからなどと途中から販売を始めるといふケースも想定されます。また、果樹オーナーの制度の例がありましたけれども、当初は生育した果実をもらうだけだったのが、果実の代わりに金銭を提供するといふふうに変遷する可能性もあります。そうした情報を速やかに把握することとか、端緒情報を得た際にすぐに調査に入ることができるような、そういった体制を取っていただきたいといふふうに希望しております。以上でございます。

○河上委員長 どうもありがとうございます。次に正木委員お願いいたします。

○正木委員 経団連正木です。前回書面審議の際に、私の方から法執行の強化、迅速化のために、ターゲットとなる事業者を絞り込んでいく方法をとりとうとすると、やはり「業」で縛っていくわけですが、業の垣根が壊れていく現代社会にはあまり有効ではないのではないか、ということをおし上げました。それから、商品に絞り込んでその商品を規律していく方法はイタチごっこになりがちです。ここら辺は先程の吉村委員の御意見と同じ趣旨ではないかと思つております。

やはりそうすると、取り締まるべき行為を特定することが重要だと思っております。厄介なのは、本社ビルを売却して賃貸を受けて、リースバックをする事例のように、売主がそのまま販売した対象物から事業収益を上げる。こうした問題のない類似のビジネスモデルがあるということです。この点、今回資料2のスライドの1枚目と2枚目は本当に行為をよく絞り込んでいただいております、この行為に対する規制をすることが非常に重要だと思っております。

1枚目の、物が無い、あるいはほとんど無いといった事例の場合と比較すると、先程の本社ビルのリースバックであれば、所有権の移動は不動産移転登記等ではっきり裏付けられるので、そうした事例とは明確に区別ができます。登記簿までなくとも何か登録とか、せめて1物件に何か1つの番号が振られて台帳で記録とか保管をされるとかということが、1枚目のような取り締まるべき行為と区別する上で、重要なのではないかと、という趣旨で、前回の書面審議で提出した書面に書いたつもりです。

ただし、この1枚目に記載されている、「出資法を参考にした消費者保護に資する規定の導入」というのは、具体的にどんなものでしょうか。預かったとされる物が無い、あるいは著しく少ないというケースをどのように規律できるのか。事務局の「出資法を参考にした」という記述で、どういう事を考えていらっしゃるのかちょっと教えていただけたらと思います。

2枚目の「無限連鎖講防止法を参考にした消費者保護に資する規定」、全くこれはおっしゃるとおりでこのような行為に対してはですね、無限連鎖講防止法とほとんど目的も重なっていると思いますので、これを参考にした規定というのは、容易に私も想像がつきます。是非こういう形でやっていただけたらと思います。

○河上委員長 どうもありがとうございました。続きまして樋口委員お願いいたします。

○樋口委員 かなりいろいろ論点が出てきていますが、私は意見書の中にも書いたのですが、まず基本的には、悪質事業者を、いや、詐欺的な行為を行う集団という意味では事業者と呼んでいいかどうかとも問題なわけですが、そういう集団を市場から排除してですね、市場の質を高めて、行政、あるいは消費者にとって透明性の高い市場の仕組みを作ることが必要だと思っております。そのために、販売預託については、原則として禁止すべきではないかと考えております。

事務局から、被害の実態等についても報告いただいておりますけれども、40件程度ということですので、かなりいわばプロの集団と言いますか、詐欺的な集団を中心にして犯罪行為が繰り返されていることに近いわけですから、こういったものについては禁止ということで対応するのがよいのかなど。その際に、仮に、販売預託に関連して真つ当なビジネスとして、きちんとやっているところが、たまたまこういったスキームを取った場合どうなるのかということですが、これについては、広く関係者が見て、これは全く問題がないということがあるならば、法令の中に明確な除外規定を設ければいいのではないかと、思います。

法令ではなく、非常に曖昧な形でですね、運用のさじ加減のようなことをすると、消費者にとっても分かりにくいですし、行政の運用としてもバラツキが出てしまうようなことがあると思いますので、明確に、禁止するものは禁止し、除外するものは除外をする、除外をする場合はどういう条件のものを除外するかということが法律上明らかな形にしていくということが必要なのかなと思います。実態上そんなに大きな件数があるわけではないので、そういうことは実際には法令として可能ではないかというふうに思っております。

それから、悪質業者は手を変え品を変えだということで、届出制度を行って行政が監視すべきとの議論があるのですが、きちっと禁止をし、また除外すべき対象をきちっと法定することが本筋ではないでしょうか。そうは言っても悪質業者は法律を無視してですね、いろいろなことをするわけですが、それはまた別の法規制の問題かと思います。届出制というのは先程も話がありましたが、業振興などを目的とする制度とも思いますし、仮に届出制度という手法が可能としても、行政が届出のチェックをするのにかなり膨大なコストがかかることや、その上でしっかりチェックできるかどうかということについても、行政の限界ということもあります。そういうことを考えると、届出制でグレーゾーンを作るよりは、行政も動きやすいように、明確に禁止するものは禁止し、例外は例外としていくべきだと思います。仮に例外が認められるとしても、こういったものは例外だと法令に明記しておく必要があると思っております。

特に、消費者の方にとって、実際にこれは法律で禁止されているんだということになれば、極めて分かりやすいと思いますので、もうそこに裁量の余地が無いような仕組みをしっかりと構築できるのであれば、是非その方向性でやるべきだと思います。

事務局の方が出した案の中でも、出資法を参考にした消費者保護に関する規定であるとか、無限連鎖講防止法を参考にした規定というような書き方、ちょっと抽象的ではありますが、そういうヒントもいただいておりますので、そこを被害の実態、予想される40件なのか、60件なのか分かりませんが、そういう悪質な集団をターゲットにした、きちんとした法制度を作るということが必要ではないかと考えております。以上です。

○河上委員長 ありがとうございます。それでは続きまして、永沢委員お願いいたします。

○永沢委員 永沢でございます。

4月に提出いたしました意見書と重なるところがありますけれども、大型被害の発生が続いてきました販売預託商法の被害発生を止めるためにということで、意見を申し述べさせていただきます。

まず預託法は1986年に作られた法律ですけれども、先日、弁護士の石戸谷豊先生が、預託法の制定当時の国会での審議経過をまとめたメモをくださり、読ませていただきました。当時の議員の先生方の中にも既に、そんな取引は禁止にすべきだという意見、それから登録制を導入することはできないのか、登録制を導入するのにどの程度の行政コストが

かかるのかという質問が出ておまして、今回の検討会とまさに同じ議論が行われていたことを知り、大変驚きました。

預託法は制定から30年以上にわたって、特段の大きな見直しも行われずに来ているわけですが、その間、2010年以降だけでも、安愚楽牧場事件やジャパンライフ事件、ケフィア事業振興会事件などの大型事件が発生しておまして、これは、やはり法律の設計がまずかったということになるわけで、預託法制定当時の議論を踏まえながら全面的な再設計が求められていると思います。

まずは、多くの委員の方がおっしゃっているように、指定商品制を外すことからでしょう。規制強化をする類型を販売+預託取引と定め、規制をしっかり強化するという方向に舵を切るべきであると私は考えます。規制の強化については当時の国会でも審議されておりますが、禁止か登録制ということになろうと思います。

まず禁止ですけれども、何を禁止とするかということですので、池本先生が事前にペーパーを参考資料として御提示いただいております、これを参考にして考えますと、やはりまず考えられることとしては、販売勧誘規制として元本保証や利回り保証の禁止を入れることで、この点については他の法律でも既に当然入っているものですので、こちらの法律でも当然入れるべきものと思っています。

また、運用や保管の欠如については、全くその実態がない場合には詐欺と同視できるわけですから当然禁止ですし、詐欺罪と同様の厳しい刑罰に科してよろしいのではないかと考えております。問題は、運用や保管の実態がある場合で、元本保証や利回り保証をしていない場合なので、池本先生のペーパーのAに該当する形態なのですので、被害弁護団の先生方からは、安愚楽牧場をはじめ過去の大型の事件はこのAに入るものが多いということで、ここをどう止めていくのかというのが大きな課題になるかと考えます。

本日の消費者庁の説明をお聞きしますと、販売預託商法の中に正業はないとまで言い切れないかもしれないとは思いますが、ここは考え方の問題、利益衡量の問題とされておりまして、やはり過去の被害の大きさなどを考えますと、ここは中に正業のものがあるとしても多少の犠牲は覚悟して、この事業形態を全面禁止するという判断は私もあると思っております。ここは皆様と、多くの先生方の意見として同じでございます。

ただ、少し乱暴だという意見も出たりしますし、私も登録制の導入ということを考えておりますのは、そういった御意見が必ずや出るだろうと思っているからでして、4月に提出した意見書でその辺りのところを申し述べておりますので、本日は具体的に申し述べることはいたしません。

ところで、私は2000年の頃から金融の分野での消費者活動に取り組んでまいりましたが、当時活動を始めましたきっかけというのは、皆様御記憶にあるかどうか分かりませんが、平成電電事件というのがございました。2万人近い被害者で被害額は500億円ぐらいで、当時としては大きな社会問題となり、金融の分野では縦割りの金融規制でどうしても取締りができなくて、被害が大きくなってしまった事件でした。まさに規制の隙間で

生じた被害だったわけですが、そこで金融商品取引法が作られる中で、集団投資スキームという包括的定義が導入されて、第二種金商業という規制の分類がつけられて、それまで規制をかけることができなくて、一般の個人の間に変な被害が多発し始めていた業態に規制の網を被せることができるようになったことは、本当に大きな進歩だったと私は評価しております。その後、無登録での営業は経済公序に反し無効であるという民事ルールや、行政が破綻手続の開始手続や開始申立ができる制度も追加されております。決して完璧ではありませんけれども、それでも被害の発生を抑制し、早期発見、早期救済に繋がる制度であると思っております、この規制の立て付けを参考にすることができるのではないかなとかねがね思っております。

そして、何よりも私が問題に思っておりますことは、金融商品取引法で集団投資スキームという包括的定義が導入された後の2010年以降に、安愚楽牧場事件やジャパンライフ、ケフィアといった大型事件が起きており、その規模も平成電電事件とは比較にならない規模だということです。集団投資スキームという規制では取り締まれなかったものがあるというこの現実に対して、本当に何とかしなくてはならないと思います。

しかも、平成電電の被害者というのは、投資という認識はあったと思っておりますし、それなりの自己責任というものが求められたと思うのですが、販売預託商法の被害者の方の状況をお聞きしますと、おそらく利殖、寝かせておくお金に働いてもらおう程度にしか考えておらずに参加されていて、事業への投資だという認識が全く無いという方が多いように思っております、より保護をすべき対象の人が保護されていないで放置されていていいのか、とも思うわけです。

4月に提出した意見書にも書かせていただきましたけれども、悪質な事業者ほど規制の緩いところに流れてくるのが必然でございますので、集団投資スキームに隣接した金商法のところが登録制であるならば、こちらは同等か、過去の被害の大きさを考えますと更に重く規制をかけるのが適当ではないかと私は思っております。その意味で、戻りますけれども、可能であるならばこうした業態は全面禁止というのもありと思います。

同じ様な業を営んでいるのに、所管の法律が縦割りで異なっていて、規制の枠組みが異なるというのは消費者には分かりにくいと思います。禁止というのは消費者には分かりやすいので、消費者法の観点からは登録制で揃える、もしくはもっと厳しく禁止にすることが望ましいと思っております。

繰り返しになりますけれども、規制の隙間に、ややもすると金融リテラシーの低い消費者が落ちてしまい、被害者となることがあってはならないと思うのです。預託法の改正だけでは難しいかもしれません。また、消費者庁だけでなく、省庁を超えて横断的に被害を発生させない規制づくりが求められています。消費者庁の創設の趣旨には、隙間事案に対応し、消費者に分かりやすい横断的な規制体系の整備が掲げてありました。

時間軸の異なる話もあるかと思っておりますので、まずは元本保証や利回り保証の禁止や、厳しい罰則の規定を入れることなど、すぐにできることを進めるとして、中長期に、省庁の

枠を超えての議論を消費者庁にはリードしていただきたいと思っております。

○河上委員長 ありがとうございます。続きまして、辻委員お願いいたします。

○辻委員 辻でございます。私の考え方については、第2回目の文書会議の時に意見として提出させていただいているものに尽きるわけでございます。

まず出発点としては、預託等取引というのは、基本的に、投資活動であるということでございます。預託等取引というのは商品の預入れを受けてそれを何らかの形で運用して、そして預入れを受けた物、あるいはそれに代わるものを返還するという取引ですが、同じ資産運用取引であります出資金の受入とか、あるいは預り金ということについては出資法で投資家保護のための規制がかかっているわけでございまして、これと比べました時に預託等取引については、こうした投資家を保護する仕組みが欠けているという考え方がございます。

実際、物についてはその価値の同一性を評価するというのは難しいわけでありましてけれども、同じものが返ってくるということになりますと、投資した人からすれば実質的に元本保証が行われているのと同じような錯覚に陥ることがあるのではないかと考えます。そういう意味では、元本が保証された投資という形になっているというふうに考えているわけでございます。

そういうことからしますと、出資法ではこうした元本保障を本質とします預り金、あるいは元本保証になります出資は禁止されているわけでございまして。当然、預託法においても、預託等取引は原則として禁止していくということが必要であるというふうに考えております。

その上で、健全で社会的に有用な事業者がいるのだとすれば、そのような者のみ営業を認める法律を制定して、預託者を保護する仕組みを整えた上で、事業の健全性を維持させるためにしっかり監督をしていくべきだと考えております。今日、事務局の方から、現在、預託等取引を行っている事業者の実態というものの御説明がありましたけれども、実際それがどういう契約形態なのか、社会的に有用なのかというところをもう少し詳しく見て、こういった事業を認めていくための仕組みが必要なのかどうかを検討する必要があるかと思っております。

また、預託法では信託の引受に該当するものは預託の概念から除かれているわけですが、わざわざ除いているということは、非常に近い所があるわけです。にもかかわらず、信託については、信託法、あるいは信託業法で、免許制などの厳格な規制が行われているわけですが、他方の預託については、誰でも自由にできる制度になっている、野放しになっているのに等しいという、きわめてアンバランスな状況に現在なっているということも指摘しておきたいと思います。

そもそも、預託法の制定当時から、この種の営業については被害も出てくるので禁止するべきではないかという議論があったわけでございまして、結果的には今の法体系になったわけでありましてけれども、やはり、今現実に被害がたくさん出ている状況の中で、もう

1回禁止するということを考えていくべきではないかというふうに考えております。

ところで、預託等取引のうち、販売を伴う販売預託等取引について禁止すべきといった意見が皆さん方から出ておられて、実際、今日資料で見せていただきました大規模詐欺事件に発展いたしました預託商法、預託等取引というのは、おそらく全て販売預託商法なのではないかと思われまして、また、販売預託商法では金銭の移転を伴いますので、払い込まれた金銭を他の預託者の配当に回すことができるので、当初この取引に関わった人については配当が行われているように思えてしまい被害の発覚が遅れてしまうという危険性もあります。そういう意味では、預託等取引の中で、販売預託商法が特に危険性があるので、これについて特に禁止も含めて厳しく規制するという考えもあり得るのかなとも思っております。

その上で、禁止をした場合の罰則については、抑止力となるような十分に厳しい法定刑を定める必要があると思っております。懲役刑もそうですし、それから罰金についても厳しいものにしていく必要があると思っております。厳しい罰則を設けられた場合には、組織犯罪処罰法の規定の適用も可能になってまいりますので、そういった観点でも相応しい罰則を定めていく必要があるというふうに考えております。

特定商品制度ですが、これにつきましても、現行法の制定の当初から、規制の対象となっていない商品を用いた商法を行って法の規制を潜り抜けてしまうことになるという意見があったわけでございます。特商法も既に指定商品制度と言うか、特定商品制度も無くなっておりますけれども、預託法においても、同じように撤廃すべきというふうに考えております。

最後に、皆様方の方から消費者教育ということがございましたけれども、これはしっかりとやっていく必要があると考えております。以上でございます。

○河上委員長 ありがとうございます。続きまして、高芝委員お願いいたします。

○高芝委員 「販売を伴う預託取引などの現状について」の御説明ありがとうございます。

私も、いわゆる「販売預託商法」では、預けた商品等が存在しない、ないし、著しく少ないことが、ポイントになると考えていますが、この点については、令和2年4月21日の第2回の会議において、書面を提出させていただいたとおりです。

そして、販売を伴うか否かに拘わらず、預託取引については、事業者に対し、預託にかかる商品等の保有や運用状況等について、正確な記録・資料を作成・保管すること、広告表示や勧誘を適切に行うこと、正確な書類を備え置くことを一層求めること、そして、預託法と特定商取引法の間で、消費者保護のレベルにバランスが必ずしも取れているとは言えない点が見られますので、そのギャップを埋める、例えば、不実告知等が行われた際の契約の取消し、適格消費者団体による差止請求権、クーリング・オフの期間等のギャップを埋めること等が検討課題になると思っております。

次に、本日のテーマです「販売を伴う預託取引の現状について」の御説明をいただいたところですが、本日の説明によりますと、そもそも、その数はそれほど多くはないという

ことのように、一方で、本日の事務局のスライドの1ページ・2ページを踏まえつつ、他方で、その中に社会的な効用を果たしているものがあり得るかどうか、その点の検討が求められるのではないかと考えています。

そして、「販売を伴う預託取引」の中には、社会的な効用を果たしているものもあり得るが、トラブルも多いとされる場合には、枠組みとして、例えば、いわば「預託利益誘引販売取引」、ないし、「預託運用誘引販売取引」とも言うべき、販売の目的物たる商品の預託取引により得られる利益を収受し得ることをもって相手方を誘引し、その者と商品の販売に係る取引をするものとして、規制を図るアプローチもあり得るのではないかと考えています。もちろん、このアプローチの場合は、預託取引部分には、預託法が適用されることを前提としています。私の方からは以上です。

○河上委員長 どうもありがとうございました。続きまして鹿野委員お願いいたします。

○鹿野委員 鹿野でございます。私も皆様が既におっしゃったことに共感するところが多いのですが、販売預託取引が実質的に出資法や金融商品取引法の脱法として行われてきたということや、被害が発覚しにくくて、被害と分かった時には既に巨額の被害が発生しており、しかも事業者が破綻していて、被害の回復が難しいというような実態があったということなどを踏まえて、現在の預託法を抜本的に改正する必要があるという認識を皆さんと共通してもっておるところでございます。

その内容としては、1つは現在の指定制を廃止するということはもちろんですが、さらに、特に被害の顕著であったところの販売プラス預託、つまり販売預託取引について、正業として成り立つ見込みがないものについては罰則をもって禁止するべきだと考えております。消費者庁から今回示された資料にも無限連鎖講防止法のような形でということが書いてありましたけれども、そのような形で罰則をもって禁止することに賛成でございます。

しかも、先程辻委員がおっしゃったように、罰則の定め方によって組織犯罪処罰法などに繋げていくことが考えられますし、それも考慮してその罰則の重さについて検討が必要だというふうに思っております。それからまた、そういう罰則をもって公法で禁止すると同時に、民事法上も無効とするべきだと思います。無限連鎖講防止法違反の場合は、同法に民事規定はないのですけれども、民法上の公序良俗違反に当たり無効というふうに解されているところでもあります。預託法では、これを明確化するために、この法律の中で禁止に反して行われた契約の効力を無効だと明記すること。これはまさに経済秩序としての公序違反ということになるかと思っておりますけれども、これを無効として明記することが必要なのではないかと考えているところです。

ということで、消費者庁におかれましては、更にこの要件等を具体的に検討していただきたいと考えているのですが、その際に少し注文を申しますと、これも既に指摘がありましたけれども、やはり予想される脱法というものについては、その脱法をできるだけ防ぐような形で要件立て等をしていただきたいと思います。

例えば、販売プラスの預託というふうに対象を定めるとしても、他の会社を形の上で作って、販売業者と預託を受ける業者を形の上で別にすれば外れることを許すとすれば、簡単に脱法ができるようなことにもなってしまいかねません。いろいろな形での脱法があると思うのですが、それをできるだけ防ぐような形での要件立てというのを是非お願いしたいと思います。

それから、禁止されて違反に罰則が科せられるというようなものが原則としても、例外としてそこまでの禁止には当たらないという場合ないし、適応除外が認められるとすると、その例外についての要件立てについても慎重に検討する必要があると思います。

他の法律で消費者保護に関する十分な規制があるということであれば、それについてはそれでよいと思うのですが、そうでないものについて除外する場合には十分な規制が無くなるということではまずいと思いますし、先程増田委員がおっしゃったように、はじめの頃は正当のように見えていても、だんだん形が変容していくというような場合に、いち早く情報をキャッチするということがまさに重要でして、それを監視し情報をキャッチするための制度を、やはり考えておく必要があるのではないかと思います。

第1回目のときに私は、まず参入規制ありきというわけではないけれども、他の方法で十分な効果が期待できないのであれば、参入規制も考えた方がいいという発言をしましたし、2回目の書面の会議のときには、より踏み込んで参入規制に力を入れた記載をしていたところです。禁止されるのがどの範囲なのか、もしその禁止から落ちるものがあるなら、それについてどのように規制し、また情報を収集していくのかと、ここを両方考えていく必要があると思っています。よろしくお願ひいたします。以上です。

○河上委員長 ありがとうございます。それでは続いて大森委員お願ひいたします。

○大森委員 訪販協会の大森でございます。私からは前回、2回目の時に書面で意見表明をさせていただいたとおりでございますけれども、販売預託商法につきましては、これまで事務局の方からの御説明がございましたとおりで、大変大きな消費者被害を発生させてきたというものがございます。そうした中で今回議論を進めております預託法の改正につきまして、正当な者が行う類似の事業への影響等も先ほど御発言された方もいらっしゃいましたけれども、そういったことについての配慮をしつつ、不当な勧誘を排除するための預託法の整備というのは重要な問題だという基本認識でございます。

具体的には先ほど何方か御発言がありましたけれども、法の対象となる取引の要件を明確にし、脱法的な行為を防止する、そして実態を伴わない取引の発見、それに資する事前情報の開示の徹底、実効性のある手立ての検討が重要ではないかなと思います。

例えば、本当に悪質、悪徳なものの行為は禁止しない限りは無くならない。でなければ、そもそも商品も無くて、運用実態も無い。このようなことを最初から意図してやっている悪質な販売預託商法というのは今後引き続き行われる可能性というのは当然あるわけで、同様な消費者被害を発生させたり、拡大させないための効果的な防止策として、例えば事業者の財政基盤を含む正確な運用状態がつかめるような業務調査が行える仕組みが無いと

ですね、どうしてもこういう悪質な問題は収まらないだろうというふうに考えております。

もう1つ申し上げますと、やはり買う側の消費者たちもこういった悪質な商法に引っかからないように、十分な消費者啓発を行っていくことが重要なことなんだろうと思います。いつもながら思うことですけれども、より効果のある啓発の仕組みを考えていくということも合わせて意見として申し述べさせていただきたいと思います。私からは以上でございます。

○河上委員長 ありがとうございます。それでは続きまして池本委員お願いいたします。

○池本委員 参考資料を配布していただいておりますので御覧いただければ幸いです。

ここまでの皆さんの御発言の中で、販売預託取引というもの、悪質な商法は原則禁止、罰則で禁止すべきではないかという意見がたくさん出てまいりました。私も実際にこれまでに発生した被害事例を想定していけば、全面禁止ということができればそれに越したことはないという気持ちはあります。

ただ、実際に法律を書く時に、商品を販売し、かつそれを預託を受けて利益を提供するという、これ自体が違法として罰則で全面禁止できるかということ、そう簡単ではないのではないかと危惧しているわけです。

そうなった時に、例えば資料2を拝見すると、販売預託商法を示した上で、一番下のところには、預かったとされる商品が存在していない、運用が存在しない、あるいは少ないといったケースが多い、これがまさに悪質商法だというふうに指摘されているわけですが、それは私のレジュメでいえば商品の保管・運用が欠如しているような販売預託取引である。商品が実際にあるものとこれは少し性質が違うのではないかと、そういう切り分けをした議論を慎重にする必要があるのではないかとというのが1つ。

それから、辻委員から非常に的確な御指摘がありましたが、元本を保証するというものは出資法でもあるいは金融商品取引法でも様々な法律で厳しく規制されているわけです。辻委員は、販売を伴わない本来的な預託等取引についても元本保証は禁止すべきではないかという御意見でした。私はそれは非常に見識の高い御意見ではないかというふうに傾聴に値するものと思いますが、取りあえずは販売預託取引の中でもですね、元本保証型はもう入口から禁止すると、こういう規定を入れる必要があると考えております。そうでないと商品の保管・運用が欠如しているかどうかというのはある程度実態把握が進まないと分からない。これに対して契約条件やパンフレットやそういうものから入口である程度把握できるものを禁止するということによって、悪質なものを入口で早く規制できると思います。

特にここでいう元本保証というのは、満期にそのまま返すのではなく、途中での利益配当も含めた総合的な評価にしなければ容易に脱法が働いてしまうというふうになります。

そして最後に残るのは、私の一覧で言うとAの部分です。運用実績で控えめに配当しますと自動的に配当します、元本保証ではありません、現物を保有している範囲内でやります。むしろ事業者のほとんどはそういうところから始めてきたのではないかと。それが徐々

に配当率を上げたり、あるいはいつの間にか商品が無い状態になっている。しかしそれはもちろん消費者から見えないし、行政庁も容易に把握できないはずです。そういう問題が起きてきたときに、Aのブロック、この部分がもし残ったときに、これが誰でも自由に参入できる単純な法規制だけで放置するということは、これは許されないであろうというのが私の意見の④のところで書いているところです。それはある意味では本当に地場産業を支援するための控えめな配当のみするということはあり得なくはない、そういうものまで全面禁止というのと、いろいろ支障が出るのだとすれば、基本の考え方に戻って、不特定多数人に対して資産を預かり、運用し、配当するという投資取引の性質があるのであれば、それを金融商品取引法もそうですし、そういう取引は継続的な監視のもとに置く。なによりもその一見すると正常のように見えても元本保証に徐々に数字を変えたり、あるいは気が付いたら商品を欠如するという非常に危険性をはらむ取引でもありますから、他の法律の制度との比較でも、あるいは危険性の面においても、継続的な監視、登録制が必要ではないか。

私の思いとしては、販売預託取引というものを全面禁止にできればそれに越したことはないと思うのですが、法の要件に当てはめていくとなるとそう簡単ではない、その後をどうするかというところが、最後に残る一番大きな争点になっていくのではないかとこのことで、前回の意見書あるいは今回のペーパーを作ったわけです。

決して社会の中で積極的に産業として育成するものではないけれども、形式的には細々ながらあり得る取引だ、しかしそれが違法なものに繋がっていく恐れが高い、ならばそれも継続的な監視、つまり登録制、入口で契約条件を見たり、商品の保管・運用の事業計画をきちんと出させて、危ない無理なものは、これ違うのではないかと行って入口でも排除できる、あるいは途中でも定期的に報告を出させる、そういう制度が必要ではないかと思うわけです。

そして何人かの方もおっしゃっていましたが、被害救済に繋がらなければいけない。そのためには個々の消費者が動いていくことが期待できない分野ですから、そこについては、罰則との関係では組織犯罪処罰法による犯罪収益の没収、被害回復制度に繋ぐこと。他方で、個々の違法な勧誘行為について取消権などを入れたり、あるいは商品の裏付けが無いようなものについては無効だということにして被害救済を容認する。それだけではなくて、ジャパンライフやいくつかの事件で痛切に感じているのは、実態が把握できた行政庁こそが破産の申立権を検討する。これはもちろんこの法律だけでできることではないので、困難な課題かもしれませんが、罰則と行政規制と民事効果をどう組み合わせていくかということで総合的に検討していただきたいと思います。なによりも、販売預託取引は本来全面的に禁止すべきだという、その先の詰めの議論のところで大事な議論があるというところを留意していただきたいと思います。以上です。

○河上委員長 どうもありがとうございました。それでは続きまして有田委員お願いいたします。

○有田委員 前回、4月21日に出しました意見書面と合わせて本日の議題意見として結論から申し上げますと、私は原則として禁止というふうに考えております。本日の資料2の消費者庁から出された資料ですね、どう考えても私は事業というふうには考えられません。詐欺でしかないというふうに考えておまして、池本先生がいろいろおっしゃったことは今後細部にわたって検討するときには考えないといけないと思います。しかし、詐欺以外の何物でもないものを守るといえることはあり得ないと思います。原則禁止とすべきです。預託商法についてはそういうふうに考えております。

複数の方から消費者教育を進めるべきという意見が出されました。私もそもそも消費者教育は重要だと考えております。けれども、消費者というのは年齢や、いろいろな立場、環境の変化で脆弱になり得ます。前回の4月21日のペーパーにも書いておりますけれども、消費者はそもそも事業者よりも情報量は少なく脆弱な存在です。詐欺行為を行う事業者でなくとも、新しい分野では消費者は情報弱者です。そのようなところから多様化する消費者被害が出てくると思います。今回の預託商法とは多少違った意味ですが、そういうところがあります。

それから、そういう意味では特に脆弱な消費者としては高齢者ですね、お金や健康や孤独の三つの大きな不安要素を持っている。ですから、私も高齢の範囲になってきましたけれども、要するにある程度の情報があったとしても、それから消費者教育を受けていたとしても、古いままの知識でいましたら、悪質業者は手を変え、品を変え、言葉巧みに信用させ、年金や貯蓄など財産を狙ってくるわけです。そういうことに対しては厳しくすべきだと思っていますし、また、前回の検討会でも申し上げましたが、成人年齢引き下げで、契約に親の承諾が不要な年齢が18歳に低年齢化することによって被害が拡大する恐れがあります。そういうことも懸念しておりますし、障害者の方で契約内容が理解できないことから被害に遭うことが多いなど、また、災害などでも一時的に脆弱な状態にある消費者が生まれます。

消費者は誰でも脆弱な消費者になり得るというふうに思っております。それをどのように考えるかということと、それからいわゆる販売預託商法と法の問題点としまして、原則禁止と申しましたが、再度問題点を申し上げます。実際には販売した商品は存在しない、高齢者に被害が多く被害も多額、また、実際に破綻したときに被害が露呈するという問題があります。また、配当が出ている間は消費者が被害に気が付きにくいという問題もあります。指定商品のことも、複数の方から撤廃という御意見が出ておりました。

こういうことをいろいろ考えますと、最初に結論を申し上げましたが、現状の規制のまま勧誘規制の執行強化をしたところで被害を無くすことはできないと考えております。そういう諸々のことがありますので、今回の議論としては、結論としては原則禁止という方向で、消費者庁資料2のペーパー1、2の一番下の四角い囲みの中に書かれておりますことで進めていただきたいと思いますと考えております。

懸念されることは、詐欺ではないけれども、結果としてそうになってしまうものなど、例

えば私は環境に長く関わっておりますので、シェアリングエコノミーの関係で言えば、自動車などで心配する、懸念するところはありませんけれども、それはそれで別の法体系で考えていけばよいのではないかなというふうにも考えています。以上です。

○河上委員長 どうもありがとうございました。それでは続きまして荒井委員お願いいたします。

○荒井委員 荒井でございます。まず販売預託商法ですが、過去に問題になった事例を御紹介いただき、多くの方がおっしゃっておられましたけれども、実際には物が一部しかない、あるいは全く存在しないのに販売しているという行為や活動をターゲットにして規制をしていくことだと思っております。

事例紹介の中にプラットフォームの提供する取引については一部しかありませんでしたが、今後のシェアリングエコノミーの拡大を考えていくと、こうしたプラットフォームによる事業とか取引の実態を十分勘案していくことが大事になってくると思っております。

過去に行われたシェアリングエコノミー協会へのヒアリングでも、今の段階だと預託ビジネスに係るものは僅かではありますが、今後いろいろなビジネス形態が出てくる中で預託ビジネス的な部分も出てくる可能性があるという指摘もあったということでもあります。どこまでが問題になって、どこまでは問題ないのか、規制の対象の明確化をしていくことが大事だと思っております。消費者の方はもちろんですが、事業者にとってもビジネスをしていく上で予見可能性を損なわないということ、これがビジネスの発展や取引の安定性確保の点から非常に重要だと思っております。こうしたことによって新しいビジネスの創出の動きをできるだけ抑制をしないということ、一方で悪質な商法はしっかり取り締まっていくということ、その両立が図られると思っております。

それから、冒頭の御説明の中で販売預託業者は40件くらいというお話がありましたが、正直思ったより少ないという印象ではありました。ただ、この中にプラットフォームは含まれてないということでありましたので、今後シェアリングエコノミーの中に販売預託的な仕組みが入ってくるのであれば、また増えてくるという可能性もあります。その時に健全な商売に影響が出ないようにするためには、入口でいい人と悪い人をチェックして、いい人だけ通していくというやり方よりも、対象を絞って規制をかけるやり方のほうが良いと思っております。

また、新たな規制をしていく時には当然、行政コストだけではなく民間コストも含めた社会的なコストとその効果との見合いを考えていくということが大事だと思っております。

一般論になってしまいますが、ヨーロッパでは、規制をかける時にそのコストをできるだけ数値化していくような取組をしておりますので、どの程度のコストが発生するか「見える化」という点も重要と考えております。

それから、今回あまり議論になっていませんが、第1回目の検討委員会の資料に、消費者の脆弱性につけ込む悪質商法対策ということで、住宅のメンテナンスや、学生に借金を

させるような話がありましたが、こちらの方は販売預託商法だけでなく特商法全体にかかってくる部分であると思っており、こちらもしっかり対象を限定することで、全うなケースに影響が出ない制度の構築をお願いしたいと思っております。

今ビジネスをやっていくに当たっては、待っていてもなかなか物は売れていかないので、提案をしていく「提案型ビジネス」が当然のスタイルになっています。お客さんが何を望んでいるのか、こちらから提案をしていって契約に繋げていくのが基本であります。

例えば訪問販売でも、高齢化が進んでいる地域の買い物難民対策であったり、お客さんとのコミュニケーションの中で地域の見守りに繋がっていたり、弱い立場の消費者の方に寄り添った地域密着型の事業者の方もおられるので、そういう活動には足かせにならないように御検討いただきたいと思っております。

最後に、何人かの方がおっしゃっておられましたけれども、私もやはり教育とか啓発が大事だと思っております。「うまい話には裏がある」ということもあります。社会の中で生きていく上で必ず認識していくべきこと、例えば投資に当たっては、当然リターンもあるがリスクもあるのが基本であると思えますし、本当のこと、真実を見極める力を備えさせ、身に付けていくため、学校現場とも連携しながら、是非消費者庁の皆様にも頑張りたいと思っております。以上であります。

○河上委員長 ありがとうございます。最後になりますけれども、国民生活センターの松本理事長お願いいたします。

○松本理事長 松本です。相談現場からみて、今の預託法が相談に使えるのかという点については、最初に東京都の吉村委員が指摘されましたが全く使えません。その理由も既に述べられているとおりで。

それでは、預託法に例えば特商法のようなルールを盛り込んでいって特商法並みに規制すればそれでいいのだろうかということです。今よりは良くなると思えますし、少なくともそれはやるべきであろうと思うのですが、今まで各委員から御指摘されているように、そもそも販売預託という商法にはかなり本質的な問題があるということですから、もう少し抜本的なことを考えていかなければならないだろうと思えます。

その方向性としては、規制をもっと厳しくする、罰則付きで厳しくする方向でいくのか、あるいは登録制度を導入して行政として対処しやすいようにするのかという二つのやり方があると思えます。この二つの中で、いずれを取るにしても、今の預託法は、預託のところしか見ていないというところに大変大きな問題があります。そのまま議論をするとシェアエコに弊害が出るというような横からの議論が出てくるおそれがあるので、預託一般を規制する法律ではなくて販売預託に限定した方がいいのではないかと高芝委員が既に実態は預託運用誘引販売ではないかとおっしゃっていました。特商法上の業務提供誘引販売というのに近いようなもので、私も同意見で、問題は販売の方にあるだろうと思えます。支払った代金が返ってこないというところに問題があるのであって、預けた物品が返ってこないということではないだろうと思うのです。従って、販売の部分にもっと重点を置

いてむしろ考えるべきであろうと思います。

法規制の強化については、誰でも参入できる状態を維持しつつ法規制を強化するだけでは不十分なところがあると思います。従って、少なくとも投資目的の販売預託ビジネスに健全な部分があるのであれば、その部分については登録を前提として規制をする、それ以外の未登録業者については、金融商品取引法の場合と同じように禁止し、契約を無効にするような枠組みが考えられると思います。その上で、登録の対象となるような健全性があるタイプのビジネスとしてどういうものがあり得るかというところをきちんと決めていかないといけないと思います。そこで考えられるのは、購入した物品が特定できて、それを賃貸に出している場合に、どのものが私のものかということがきちんと追跡可能な場合、というのは販売預託という言葉の実態に比較的合っているのではないかと思います。

不動産に関して、サブリースとか一口大家とか、同じような問題を起こしておりますが、こちらの方は現在国会で、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案というものが審議されております。不動産の場合は登記があって、私の不動産はどれですかということがはっきりしている。その上、この現在審議中の法律案では、預託を受ける業者を賃貸住宅管理業者と呼んで登録制にするということで、コントロールしやすくしております。サブリースの場合にはさらに特定転貸事業者ということでさらに厳しく規制しているわけです。

不動産はこちらの法律でカバーされるでしょうが、それ以外の例えば自動車についても登録制度があるので、自動車の販売預託という投資勧誘に関しては、預託法の中で預託販売業者の登録制を前提にして規制をかけるということが考えられるかもしれないです。

昔の金の現物まがい商法なんかが典型だと思うのですが、預託をしたとしても民法的には混蔵寄託になるような、私のものがどれか分かりませんというようなタイプのものについては、事業者の登録は認めないということでよいのではないかと思います。そういう投資もあるでしょうけれども、そういう場合は先ほど紹介のありました集団投資スキームというような金商法上の枠に基づいてきちんと設計した上での商品として販売するというのをすれば、ビジネスとしては何の不都合も無いだろうと思います。

以上、要約しますと、健全なビジネスとしての可能性のあるものについて精査をして登録制にした上で、法規制をきちんとかけ、さらに問題があった場合の民事救済のルールをきちんと整備するというのが適切ではないかと考えます。預託一般の議論は一切しないのがいいと思います。以上です。

○河上委員長 皆様ありがとうございました。皆様からいただいた御意見、場合によっては若干、事務局に対する質問のようなものがありましたので、簡単に説明をお願いします。

○笹路取引対策課長 ありがとうございます。委員の皆様の審議の中で、正木委員から事務局に対する御質問がありました。

事務局資料のパワーポイントの資料の1ページ目で、預託法に、例えば出資法の参考にした消費者保護に資する規定を導入することを検討するとは具体的にどういうことかということでした。

1 ページ目を見ていただきますと、この図で販売預託商法という手口が書いてありまして、最初に①という矢印で商品を販売して、②に高額な代金を支払って、この部分がすごい金額になって消費者被害につながるわけなんですけれども、実際には下にあるように商品を販売して預けるということになっており、その場で商品を見ていなかったりして、実際には商品が存在していなかったりということになり、そうすると商品が無いとすると、この赤いお金の矢印だけが残るわけです。一般の人から、物の販売を装ってもしお金をもらっているのだとすると、出資法には預り金規制があり、預り金を禁止しているわけであり、預貯金は当然厳格な法令に基づいて認められているわけですが、それ以外の預り金というものは出資法で禁止されているわけであり、そうした大原則を踏まえれば、預託法で仮にこうしたお金の流れがスルスルといているような現実があるのであれば、やはり預託法においてですね、そういった規制の平仄を揃えると言いますか、そういったことが必要なのではないかと問題意識でございまして、まさにその点は今、多くの委員の皆様から御意見を頂いたところではないかなと思っております。

質問に対する事務局からの回答は以上でございます。委員の皆様から頂きました大変重い意見につきまして、真摯にしっかり検討していった具体的な成案を検討していきたいと思っております。事務局からは以上でございます。

○河上委員長 どうもありがとうございました。

本日の議論を踏まえて、できるところから総括をして、この検討委員会の意見をまとめていこうと考えております。私の方から簡単に、現時点での委員会の方向性について言及させていただきたいと思っております。私は第1回の時に我々が対象にしているのは共通の敵であるという話をいたしました。

それぞれの立場で懸念もあり、御心配もあるかもしれないのですが、我々がまさに考えようとしているのは、その共通の敵なのであって、いったいそれをどうやって捕まえ、あらゆる手段によってそれを市場から排除するか、ということ議論していただきたいと申し上げました。そういう出発点に立ち返って考えますと、次のようなことになるかと思われ、まず、預託法の関連では、販売と預託がセットになっている販売預託取引等について言いますと、我々の共通の敵は、まさに犯罪的で組織的な詐欺的行為に他ならない。それによって深刻な消費者被害を発生させている。そういう悪質な事業者であって、出資法とか、場合によっては無限連鎖講防止法等の脱法行為になっている部分であるわけでもありますから、そうした商法を根絶するための制度枠組みを具体的に作るということが必要な第一歩だと考えております。

もとより、何人かの方から御指摘がありましたように、正当な事業活動を不当に制約することになったり、今後の産業とかイノベーションの芽をつぶしてしまうというような規制や制度であってはならない。これはおっしゃるとおりであります。そのためには、やはりターゲットを絞って、そこに対してきちんと手当をすることが必要です。少なくともここまでは我々の一致したコンセンサスではないかと考えております。

そのために、まず、共通の敵に対する法律的な定義をしっかりと確立するということが、先ほどから、いくつかの御意見がありましたけれども、やはり「販売と預託がセットになっている取引」について、これを考える。そして出資法における預り金の禁止とか、無限連鎖講防止法における、様々な規定を参考にしながら、これと平仄を合わせるように、全体として原則としてこれを禁止する方向で考える。その上で、しっかりと罰則をもってその禁止を効果的なものにして担保する。このことをまず原則にしてはどうか。おそらく、ほとんど皆様の御意見で、そのことについて御異論は無かったのではないかと受け止めております。

その上で罰則とかそういうものにおいて、どこまで踏み込んで担保ができるかということを考える必要があります。原則禁止とする取引に係る契約は、私法上も無効であるということについては、おそらく異論の無いところではないかと思われまます。特に、脆弱な消費者を守るために、私法上も様々な必要な民事ルールをここにしっかりと整備しておくことが必要であるという認識についても、おそらく異論は無いものと思われまます。さらに、禁止する行為以外の預託等取引についても、そこに何らかの脱法的な行為の温床、あるいは将来の消費者被害に繋がりがねないようなものも捕捉できる形にしていくため、実効的で迅速な法違反事業者に対する取締りができるような所要の規定を整備しておく必要があるのではないかという点も、多くの方々から指摘されました。おそらく皆様の賛同を得られるところでないかと思いました。特に預託法一般で問題にすべきものの一つは、指定商品制を廃止してはどうかということで、この点は様々な御意見の中であらわれておりました。指定商品制の廃止ということを制度的な検討対象として正面から認めていくということにしてはどうかということでもあります。

さらに、参入規制の可否が当初の議論の中で相当出てきておまして、これを導入するかどうかということで、賛成論といくぶん慎重論とがあったわけです。けれども、少なくとも本日の御意見をうかがう限りでは、そうではないということでありまして、むしろ参入規制というのは実質的な取引の禁止の代替手段、もし取引の禁止がだめだった場合は、二次的に参入規制で対応するほかないか、という御意見の方が主流であると認識いたしました。もちろん原則禁止にしてしまった場合に、何らかの抜け道を作ってしまうことがあってはいけませんので、場合によってはその例外を作る時の例外規定の作り方であるとか、代替手段として考えざるを得ないとした場合の参入要件の厳格化が考えられるところです。これは徹底的に厳格にしておかないと、そこが抜け穴になってしまうということがあるので、むしろ参入規制というのは二次的な手段として考えた上で、原則禁止という観点から、場合によって例外が必要であればその例外をどういう手続で認めていくかということまで詰めていく方を、まず第一に事務局として考えてもらいたいということでもあります。

次に、特商法関連になりますけれども、特商法関連について提起された論点とか意見を踏まえますと、高齢者とか若者をターゲットにした悪質商法など、消費者の脆弱性を狙った法違反事業者に対しては、実効的かつ迅速な取締りを可能とする制度、これを早急に整

えていくということが必要ではないかということがあります。

これらの点について事務局で各委員から出していただきました個別の意見、論点なども踏まえながら、制度改革に向けたより具体的な方向性を改めて整理させていただき、現在のところ7月を予定しております次々回の検討委員会において、かなり具体的な落としどころといたしますか、本当に立法に直結するようなものになる可能性がありますけれども、そうした方向性を改めて提示させていただき、それについて委員の皆様のお意見を募るといことにしたいと思います。委員会の回数が限られておりますが、こういう時だからこそスピーディーに問題进行处理していきたいと思っております。もし来年の通常国会での法改正ということをご想定しますと、やはり夏休み頃にはなんとかまとめをしていきたいので、是非よろしく御協力を賜りたいと思っております。

御異議が無いようでしたら、以上、私が述べましたことを今回までの検討委員会の合意事項として整理させていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。何か違うぞということがありましたら、チャットで発言したいと言っていただけますか。

○池本委員 池本ですが、1点質問よろしいでしょうか。

○河上委員長 はい、どうぞ。

○池本委員 大きな方向として、販売預託取引を原則禁止とする、参入規制を含む厳格なものが必要であるという御説明を頂きました。

その前に事務局から販売預託商法に対する考え方、とくに資料2の1ページ目の出資法を参考にした視点をという、ここの説明のところで大変気がかりなことがあったので、その関係をお伺いしたいと思います。と申しますのが、1ページ目は販売預託取引が上に略図で出ていますが、下の囲みは、商品が存在しないか、または運用が存在しないというのが違法なものだった、悪質なものだった。そして、出資法を参考にする、ということですが、出資法というのは投資取引のうちの元本保証型を禁止しているものだと理解しているものでございます。あるいは商品が無くて元本保証というものです。もしそうだとすると、私の参考資料からいいますと、A B C Dの中のDの部分だけを禁止するようにも聞こえてしまうわけです。A B C Dの全体を販売預託取引として規制できるという方向を追求するのか、あるいは元本保証型というB D、そして商品の保管・運用はないというC D型、つまりB C Dは罰則で禁止し、Aが残るのか残らないのか、残るとすれば例外としてというような議論になっていくのか。一番根本の販売預託取引で規制すべきものというところえ方が事務局の説明では理解できなかったので再度お伺いしたいと思います。

○河上委員長 では事務局お願いします。

○笹路取引対策課長 御説明いたします。

事務局資料は1つの例を示しております。そういった意味で池本先生の補足資料のDだけを規制する、あるいは一部だけを規制するというのが選択肢ということに予断を持っているわけではございません。そういった意味では、今日の委員の皆様のお意見も踏まえて、今河上委員長の方から総括いただいた内容で考えていきたいと思っております。

○河上委員長 私の方で総括しましたのは、池本先生の整理でいいますと、A B C D全てを含む禁止という前提であります。特にAの中に例外があるとしたら、そのための厳格な例外の作り方についても考えないといけない。けれども、おそらくそれは、限りなくゼロに近い例外となるであろうと思います。

必要なら消費者委員会に、きちんと審議をしてもらうくらいのハードな要件にして、例外を立て、それが合理的な内容のものだということを事業者が説明できないようなものは全てアウトにするつもりで例外を考えねばなりません。それくらいの考え方で臨むべきだというのがここでの総括でした。これには半分私の意見も入ってしまいましたけれども、そのようなことで、A B C D全部含めて考えていこうということでもございました。

○笹路取引対策課長 事務局としてもそういうことを前提に考えていきたいと思っておりますし、今最後に池本先生がおっしゃられた意見も当然考えて対応してまいりたいと思っております。

○河上委員長 他によろしいですか。それでは、時間も押してきておりますので、こういう形で、取りあえず、今のところは取りまとめをしたいと思っております。なお、次回会合はデジタル取引関係の議論を行う予定でおります。第2回会合が書面審議となったことも踏まえまして、申し訳ございませんけれども7月及び8月の日程の確保をお願いして、この取りまとめを、スピーディーにやっていきたいと思っておりますので、皆様、よろしく御協力のほどお願いしたいと思います。

それでは、以上でありますけれども、予定の時間が参りましたのでこの辺りで会議を終了させていただきます。今後の日程等について、事務局から説明をお願いします。

○笹路取引対策課長 はい、ありがとうございます。

次回の日程につきましてですけれども、6月29日月曜日16時から18時に開催したいと考えております。今回は今回の検討事項のうち、先ほど委員長からもございましたけれども、主に経済のデジタル化、国際化に対応したルール整備に焦点を当てまして、御議論を頂ければと思っております。

また今回の議論を踏まえまして、より具体的な制度改革に向けた方向性を消費者庁において検討いたします。今、委員長から総括いただいたことでもございますけれども、次々回、7月28日火曜日を予定して皆様のお時間をいただいておりますけれども、改めて委員の皆様のお意見をお諮りしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○河上委員長 どうもありがとうございます。それでは最後に伊藤長官よろしくお願いたします。

○伊藤長官 委員長から大変明確な方向性をいただいたと思っております。委員の先生方にも大変唆に富む御指摘を頂きまして本当にありがとうございます。

販売預託商法をはじめとする被害防止に向けて、できるだけ早く制度を更新していきたいと思っております。

引き続き先生方の御尽力を是非お願いいたしまして私からの御礼とさせていただきます。
どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○河上委員長 どうもありがとうございました。

なお、本日の議論については運営要領に基づきまして議事録を作成し、委員の皆様にご確認いただいた上で公表したいと考えております。

本日はお忙しいところ、こういう形で大変御苦勞をおかけしたと思いますけれども、御参集をいただきまして誠にありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。それでは、これで第3回検討委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。